

銚子市の契約に係る入札参加停止措置要領

(目的)

第1条 この要領は、銚子市が発注する契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、銚子市の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の入札参加停止措置に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加停止を行うものとする。ただし、別表第2第1号、第3号又は第6号に掲げる措置要件にあっては、原則として、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を入札参加停止の期間とする。

2 市長が入札参加停止を行った場合において、予算執行者（銚子市契約規則（平成19年銚子市規則第33号）第2条第1号に定める者をいう。以下同じ。）は、契約のための入札を行う際は、当該入札参加停止に係る有資格業者を入札に参加させてはならないものとする。

3 市長が入札参加停止を行った場合において、当該入札参加停止を受けた有資格業者が現に入札に参加しているときは、予算執行者は当該入札参加停止を受けた有資格業者の入札を無効とする。

4 市長は、第1項の規定により入札参加停止の対象となる有資格業者又は入札参加停止を受けた有資格業者（以下この項において「行為者」という。）が入札参加停止の対象となる行為の後、会社分割により、他の有資格業者（以下この項において「承継者」という。）へ営業の承継があった場合で、かつ、行為者と承継者が子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）と親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合には、同じ措置要件により承継者に対しても入札参加停止を行うものとする。

5 市長は、第1項及び前項の規定により入札参加停止を行うときは、あらかじめ銚子市入札参加審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。ただし、千葉県が千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領又は千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止を行った場合に限り、市長は審査会に諮ることなく、入札参加停止を行うことができるものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第3条 市長は、前条第1項又は第4項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかに

なったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて別表各号の定めるところにより期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

- 2 市長は、前条第 1 項又は第 4 項の規定により共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。
- 3 市長は、前条第 1 項若しくは第 4 項又は前 2 項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

（入札参加停止の期間の特例）

第 4 条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の入札参加停止の期間が 1 月に満たないときは、1.5 倍）の期間とする。
 - (1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る入札参加停止の期間の満了後 1 年を経過するまでの間（入札参加停止の期間中を含む。）に、新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 別表第 2 第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 号から第 8 号までの措置要件のいずれかに係る入札参加停止の期間の満了後 3 年を経過するまでの間に、新たに同表第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 号から第 8 号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前各項及び次条第 1 号から第 3 号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の 2 分の 1 の期間まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期の 2 倍（当該長期の 2 倍が 36 月を超える場合は 36 月）まで延長することができる。
- 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条各号に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。この場合において、当初の入札

参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができるものとする。

- 6 市長は、入札参加停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止の措置を解除するものとする。
- 7 第5項前段及び前項の規定による措置については、第2条第5項の規定を準用する。この場合において、同条第5項中「入札参加停止」とあるのは「入札参加停止期間の変更又は入札参加停止の解除」と、「指名停止」とあるのは「指名停止期間の変更又は指名停止の解除」と読み替えるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項又は第4項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を入札参加停止の期間の短期とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は銚子市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第6号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第3号から第8号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (3) 別表第2第3号から第5号までのいずれかに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等に

よる調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号から第5号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

- (5) 銚子市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第8号までのいずれかに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

（入札参加停止の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第4項又は第3条の規定により入札参加停止を行い、第4条第5項により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ別記様式第1号、様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（入札参加停止等の公表）

第7条 市長は、第2条第1項、同条第4項若しくは第3条の規定による入札参加停止、第4条第5項の規定による入札参加停止期間の変更又は同条第6項の規定による入札参加停止の解除を行ったときは、当該措置に係る情報を公表するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第8条 予算執行者は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ市長の承認を得て、随意契約の相手方とすることができる。

（下請等の禁止）

第9条 予算執行者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が市が発注する契約を下請（二次下請等を含む。）し、又は受託することを認めてはならない。ただし、入札参加停止の期間の開始前に下請し、又は受託した契約については、この限りでない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第 10 条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 9 月 1 1 日から施行する。

(銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領の廃止)

- 2 銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 1 日施行）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の規定は、施行の日以後の事実による入札参加停止の措置について適用し、施行の日前の事実による入札参加停止の措置については、なお従前の例による。
- 4 この要領の施行の際、現に廃止前の銚子市建設工事等請負業者指名停止措置要領の規定により指名停止を受けている有資格者の当該指名停止の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1

千葉県内において生じた事故等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 銚子市（地方公営企業を含む。以下同じ。）が発注する契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書、その他の入札前又は入札後の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (粗雑な契約履行) 2 銚子市が発注した契約（以下「市発注契約」という。）の履行に当たり、過失により契約履行を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。） 3 千葉県内において、銚子市が発注した契約以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により契約履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。 (契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (公衆損害事故) 5 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (関係者事故) 7 市発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合。 8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められる場合。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内 当該認定をした日から 2週間以上4月以内 当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内 当該認定をした日から 2週間以上4月以内 当該認定をした日から 2週間以上2月以内

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が銚子市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等（有資格業者の代表権を有する役員、代表権を有すると認める肩書きを付した役員、実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者をいう。以下同じ。） ロ 一般役員等（有資格業者の役員又は有資格業者の支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所を言う。）を代表する者で代表役員等以外をいう。以下同じ。） ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が銚子市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 (独占禁止法違反) 3 市発注契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 4 千葉県内における一般契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 5 千葉県外における一般契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合において、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (公契約関係競売等妨害・談合) 6 市発注契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 7 千葉県内において、他の公共機関が発注した契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 8 千葉県外において、他の公共機関が発注した契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内 6月以上12月以内 3月以上9月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6月以上12月以内 3月以上9月以内 2月以上6月以内 当該認定をした日から 12月以上24月以内 当該認定をした日から 12月以上24月以内 当該認定をした日から 6月以上12月以内 逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内 逮捕又は公訴を知った日から 6月以上12月以内

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反) 9 市発注契約に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 10 一般契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (不正又は不誠実行為) 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、契約の履行に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内 当該認定をした日から 1月以上9月以内

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

銚子市長

入札参加停止通知書

このたび、貴 様が ① ことは、誠に遺憾である。よって、下記のとおり入札参加停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

② (今後はかかる事態の生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 入札参加停止の期間 ③
- 2 入札参加停止の理由 ④

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第6条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、入札参加停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事案について、発生日時、場所、概要等を記載する。

別記様式第2号

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

銚子市長

入札参加停止期間変更通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって、貴 の入札参加停止
を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該入札参加停止の期間を変
更したので通知する。

記

- 1 従前の入札参加停止の期間
- 2 変更後の入札参加停止の期間
- 3 変更の理由

別記様式第3号

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

様

銚子市長

入札参加停止解除通知書

さきに、 年 月 日付け 第 号をもって、貴 の入札参加停止
を行った旨を通知したところであるが、この度、当該入札参加停止を解除したので通知する。